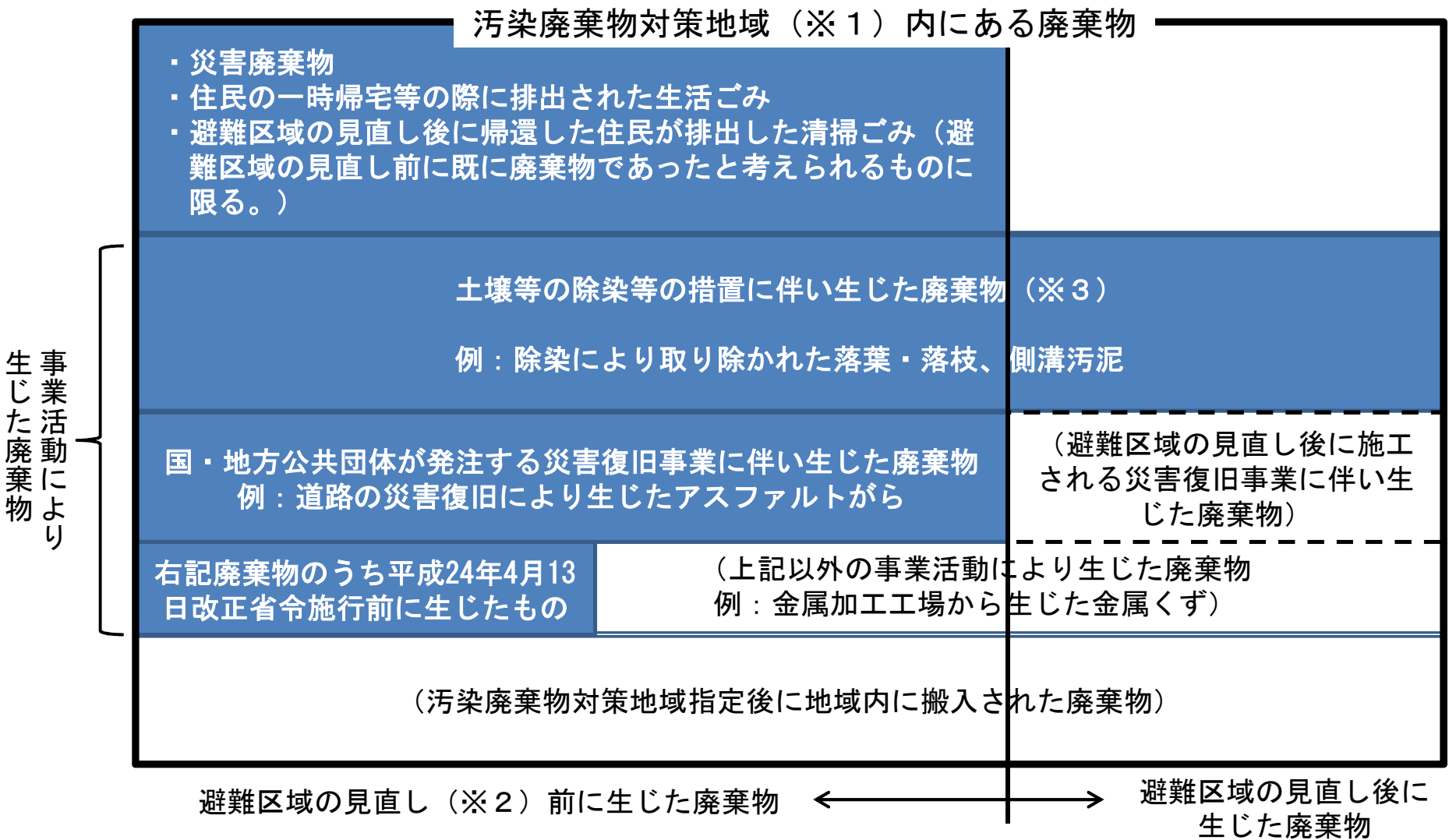


対策地域内廃棄物に該当する廃棄物の範囲

※平成24年4月13日省令改正以降。着色部分が対策地域内廃棄物。



※１ 汚染廃棄物対策地域の範囲は、平成24年1月1日時点で警戒区域・計画的避難区域に指定されていた地域（檜葉町については全域。）。

※２ 「避難区域の見直し」とは、警戒区域・計画的避難区域の指定が解除され、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域に再編されることをいう。

※３ 特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物のみ。個人除染起因のものは含まない。

※４ 対策地域内廃棄物に該当する廃棄物は、汚染廃棄物対策地域外に搬出しても、対策地域内廃棄物に該当する。

※５ 土壌は廃棄物ではない（ただし汚泥に該当するものは廃棄物。）。